

中小企業等組織化連携推進大綱

令和元年 9 月

奈良県中小企業団体中央会

目 次

I 基本的な考え方 1

1. 大綱策定の趣旨
2. 中小企業等を取り巻く現状
3. 組合等と中央会の位置づけと役割
4. 事業推進にあたっての基本方針等

II 会員組合の活動状況等 3

1. 中央会の会員組合の状況等
2. 共同事業の実施状況
3. 組合運営の状況等
4. 中央会に期待する支援等

III 事業の推進方向 6

1. 事業推進にあたっての方向性
2. 体系的な事業推進

I 基本的な考え方

1. 大綱策定の趣旨

中央会における単年度ごとの事業計画に基づく取組等が、「場当たり的な支援」あるいは「硬直化した支援」にならないよう、中期的な事業推進等に関する基本的な考え方や方向性を整理した大綱を策定することとしました。

大綱の適用期間は3～5年間とします。毎年度P D C Aを回しつつ、より効果的・効率的な事業内容や執行方法とすべく常に工夫・改善を図ってまいります。

2. 中小企業等を取り巻く現状

本県の中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」）が連携・組織する事業協同組合等（以下「組合等」）を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況が続いています。

例えば、より一層深刻化する人手不足や原材料費の高騰等が経営を圧迫しており、業界の景況感は悪化・低迷が続いている状況です。

また、少子高齢化の急速な進行、人口減少問題、地域経済の疲弊、消費税率の引き上げ等の懸念材料が多く今後の見通しも不透明な状況にあります。

さらには、様々な観点からの生産性向上の実現はもとより、事業承継問題、働き方改革等への対応といった早急に取組を要する課題も山積しています。

3. 組合等と中央会の位置づけと役割

組合等は中小企業等が個々の努力では解決又は対応できない課題に対して、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行うことにより、経営上の諸課題を解決し、経営基盤の強化や経済的地位の改善・向上を図ることを目的とする組織です。

一方、中小企業団体中央会（以下「中央会」）は組合等連携組織を支援する専門機関として、中小企業等が相互に経営資源を補完・補強し合えるよう、

- ①中小企業等の共同事業に対する支援
- ②中小企業等の事業の共同化のための組織整備
- ③中小企業等の交流・連携の推進
- ④組合等及び中央会の健全な発展

等を図るために必要な事業を行うことを任務としています。

《参考》中小企業等協同組合法（抜粋）

【事業協同組合等の根拠規定】

第1条 この法律は、中小規模の商業、工業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が、相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

【中央会の根拠規定】

第71条 中小企業団体中央会は、都道府県中小企業団体中央会及び全国中小企業団体中央会とする。

第73条 都道府県中央会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は都道府県の区域による。

第74条 都道府県中央会は、次の事業を行うものとする。

- 一 組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合等」という。）の組織、事業及び経営の指導並びに連絡
- 二 組合等の監査
- 三 組合等に関する教育及び情報の提供
- 四 組合等に関する調査及び研究 等（以下、五・六省略）

4. 事業推進にあたっての基本方針等

中小企業等の組織化・連携を推進することにより、県内中小企業等の振興に寄与していくことが、中央会の使命でありアイデンティティであることを常日頃から意識し事業推進等を図っていきます。

基本方針については、既に令和元（2019）年度の事業計画において、

- ①協同することで足らざる経営資源等を補完・補強する組合等に対する支援活動を基本とし指導・支援の強化・充実を図る。
- ②中央会は組合等と力を合わせ、国、県、全国中央会等と連携し、より充実した実効性の高い事業・取組を推進する。
- ③「顔の見える中央会」を目指すとともに、中央会としての活動の原点である組合・業界等を取り巻く様々な課題に対して、より積極的に取組を推進する。

の3つを掲げています。

引き続き、組合等への支援にあたっては、より公平・公正で、かつ、組合等に寄り添った「伴走型のきめ細かな支援」を基本として取り組んでいきます。

基本方針とともに毎年度掲げている重点活動項目についても、令和元年度は次の8項目を掲げていますが、こうしたことも継続して、組合等の様々な課題に対して機動的に対応し、少しでも力になれるよう組合等の活動支援に取り組んでいきます。

【令和元年度重点活動項目】

- ①伴走型のきめ細かな指導・支援
- ②ものづくり・商業・サービス業の生産性の向上
- ③人材の確保・育成
- ④消費税対策
- ⑤事業承継の推進
- ⑥働き方改革への対応
- ⑦被災・減災対策
- ⑧その他課題対応

《参考》中央会の使命・任務等

1. 使命（位置づけ）

中央会は、中小企業等協同組合法等に基づき設立された特別民間法人です。

中央会の使命は、中小企業等の組織化を推進し、強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業等の振興・発展を図っていくことです。

2. 任務（連携・組織化支援）

中小企業連携組織支援を行う専門機関として、中小企業者等が相互にその経営資源を補完・補強し合えるよう、

- ①中小企業者が共同して行う事業に対する支援
- ②中小企業者の事業の共同化のための組織整備
- ③中小企業者の交流・連携の推進
- ④組合及び中央会の健全な発展

等を図るために必要な事業を行うことを任務としています。

3. 取組（組合を対象とした支援活動）

中央会の職員（指導員9名）が組合等を対象として、訪問又は来所等の活動を通して、

- ①組合・業界等が抱える課題・問題に係る相談に対応

- ②組合が行う共同事業に対する支援

- ③組合が行う届出等法定義務に関する支援

- ④H Pや会報誌等を活用した各種情報の提供・発信（組合等が行う情報発信等への支援を含む）

- ⑤中小企業施策の実現に向けた建議・要望

等の支援活動に取り組んでいます。

II 会員組合の活動状況等

1. 中央会の会員組合の状況等 (2019. 4. 1現在)

○中央会に加入している会員組合数は190組合です。

これまで会員組合数は微減で推移しています。

(※⑩:194、⑨:195、⑧:199、⑦:207、⑥:216)

○上記のうち、各会員組合に加入している傘下の企業数は10,298企業です。

上記の企業数は、火災共済組合や中企連等における組合員を除いた企業数です。

(※190組合における傘下企業総数は、約3万4千企業)

○上記のうち、中央会の役員組合（30組合）の傘下企業数は5,394企業です。

○各会員組合におけるおける組織化状況は次のとおりです。

190組合のうち59組合（31%）が比較的規模が大きく、85組合（45%）は傘下企業数が20未満となっています。

・傘下企業数が100以上の組合数 → 20組合（10.5%）

・ " 50以上の組合数 → 39組合（20.5%）

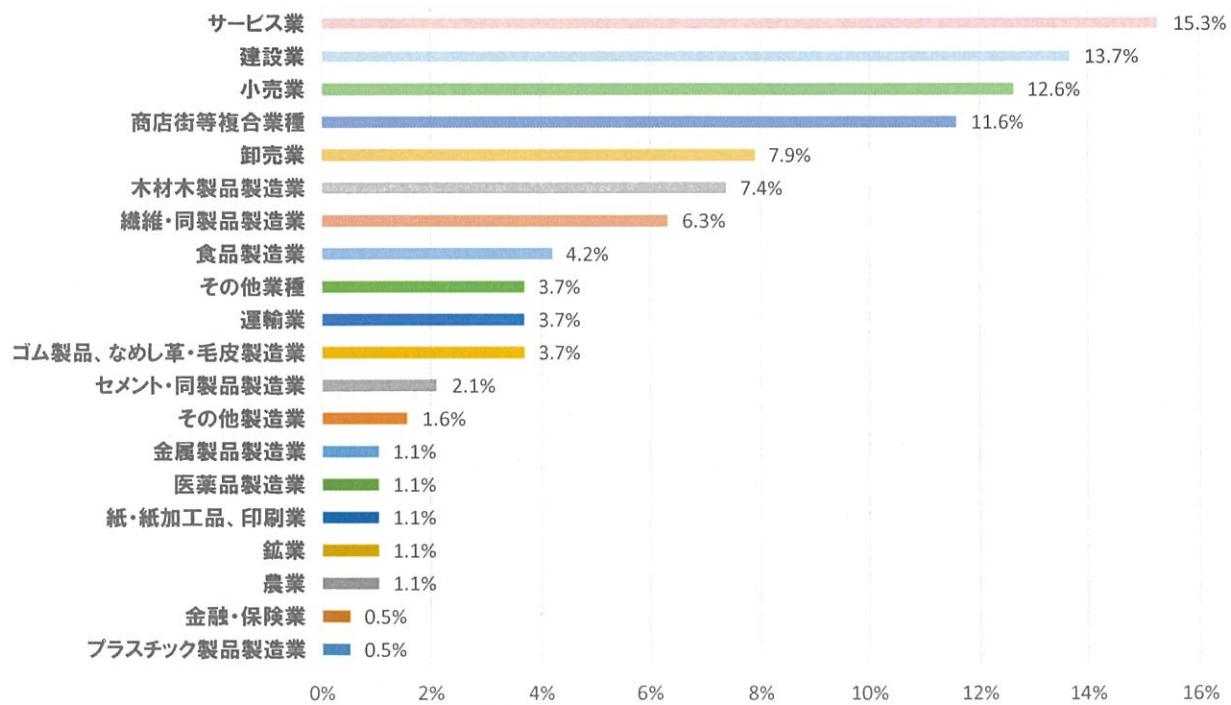
・ " 20以上の組合数 → 46組合（24.2%）

・ " 20未満の組合数 → 85組合（44.8%）

《参考》会員組合の業種別状況

- ・製造業は54組合（28.4%）、非製造業は136組合（71.6%）
- ・業種別では、サービス業が29組合（15.3%）で最も多く、次いで建設業26組合（13.7%）、小売業24組合（12.6%）、商店街等複合業種22組合（11.6%）
- ・下のグラフでは製造業を木材、繊維、食品等に細区分し、20業種別に分類・表示
(※中央会は幅広い業界・業種の会員組合で構成されている)

会員組合の業種別状況



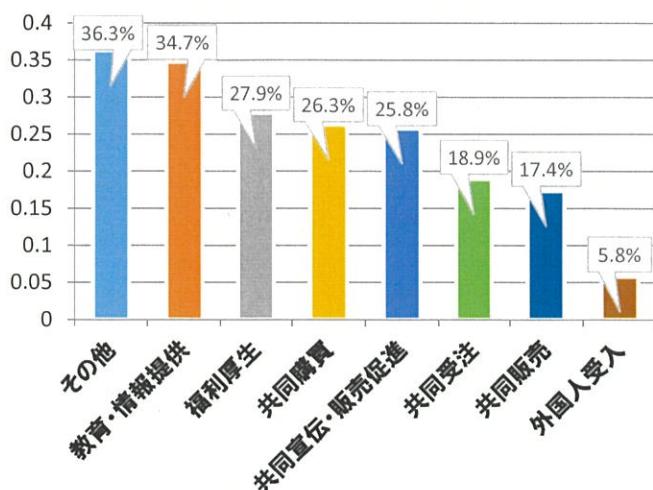
2. 共同事業の実施状況（2019. 4. 1現在）

- 本県の190組合全ての組合で、下表に掲げる①～⑧のいずれか又は複数の共同事業に取り組んでいます。
- 1組合当たりの共同事業数は、3事業以上を実施している組合は46組合（24.2%）、2事業は57組合（30.0%）、1事業は87組合（45.8%）となっています。
- 共同事業別には、⑤教育・情報提供事業が66組合（34.7%）で最も多く、次いで、⑥、①、④の共同事業がそれぞれ50組合程度で取り組まれています。
- 全組合の8割強の157組合（82.6%）で活発に共同事業が実施されています。

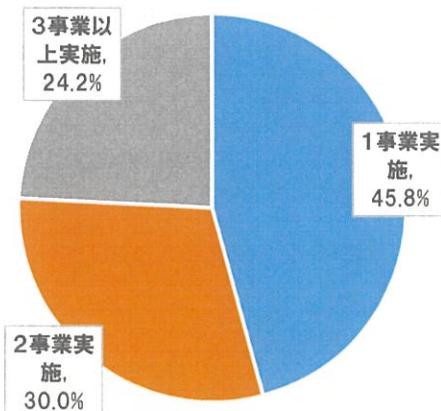
《参考》事業別実施状況

事業区分	左の概要（実施組合数：複数事業を実施する組合あり）
①共同購買	○組合員の必要とする資材等をまとめて購入し組合員に供給 ・仕入価格の引下げ　・購入資材等の規格・品質の均一化（50組合）
②共同受注	○組合が注文を受け、組合員が分担して製造等を行い組合が納品（36組合） ・受注窓口一本化による取引条件改善　・受注機会の増
③共同販売	○組合員が製造した製品等の販売を組合がまとめて行う（33組合） ・販売価格等の改善　・大口需要先や販路の拡大
④共同宣伝・販売促進	○組合が中心に、組合員の取扱商品等のブランド化を推進（49組合） ・全国規模での展示出展PR　・共同での広告宣伝・売出し
⑤教育・情報提供	○組合が業界等の発展を期して行う人材育成・情報提供（66組合） ・組合員や後継者等への教育研修　・経営上有用な情報の収集提供
⑥福利厚生	○組合員同士の融和や組合への参加意識の向上を図る（53組合） ・生命保険等の共済事業　・レクリエーション活動
⑦外国人技能実習受入	○組合が監理団体となり実習生を受け入れ、実習実施機関である組合員企業で技能実習を行う（組合に認められた特権的制度）（8組合）
⑧その他	○組合員の新たな戦略・チャレンジをバックアップする（69組合） ・インターネットを活用した情報戦略　・ものづくり技能の承継

会員組合の共同事業実施状況(延べ数)

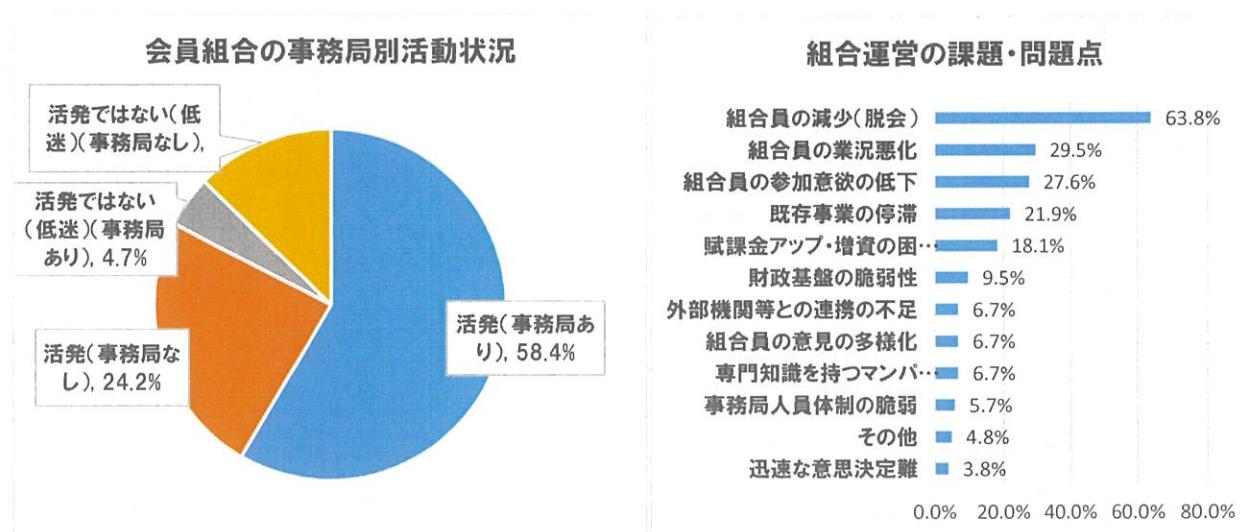


共同事業数別実施組合数状況



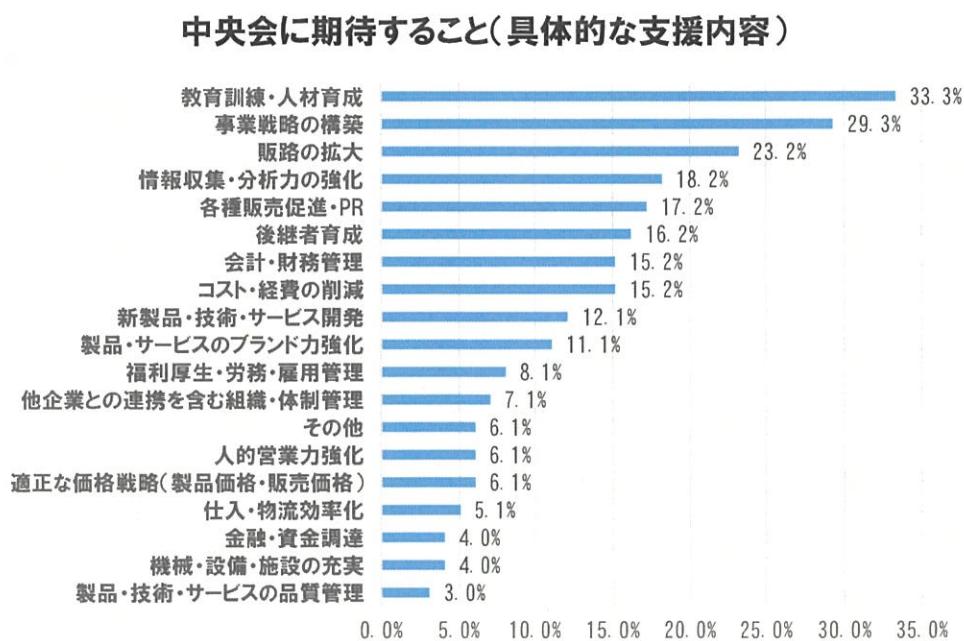
3. 組合運営の状況等 (2019. 2現在)

- 事務局があり活動が活発な組合は111組合 (58.4%)と最も多く、事務局がなくても活動が活発な組合も46組合 (24.2%)ある状況です。
(120組合 (63.2%)で事務局に担当職員が配置されている)
- 組合運営の課題・問題点では、「組合員の減少」をあげる組合が63.8%と最多く、次いで「組合員の業況悪化」や「組合員の参加意欲の低下」等が続いています。



4. 中央会に期待する支援等 (2019. 2現在)

- 中央会に期待する支援内容では、「教育訓練・人材育成」が33.3%で最多く、次いで「事業戦略の構築」29.3%、「販路の拡大」23.2%と続いています。
- 中でも、規模の大きな企業等で構成される組合では、「教育訓練・人材育成」、「情報収集・分析力の強化」に係る支援を求める割合が高くなっています。
- 事業の活用希望では、「組合運営支援事業」が60.5%と小規模事業者が比較的多い組合では「組合運営支援事業」の活用を、それ以外の組合では「地域産業実態調査事業」や「課題対応支援事業」の活用を希望する傾向にあります。



III 事業の推進方向

1. 事業推進にあたっての方向性

○事業推進にあたっては、次に掲げる事項を基本に据え、計画的に効果・効率的な事業を推進していきます。

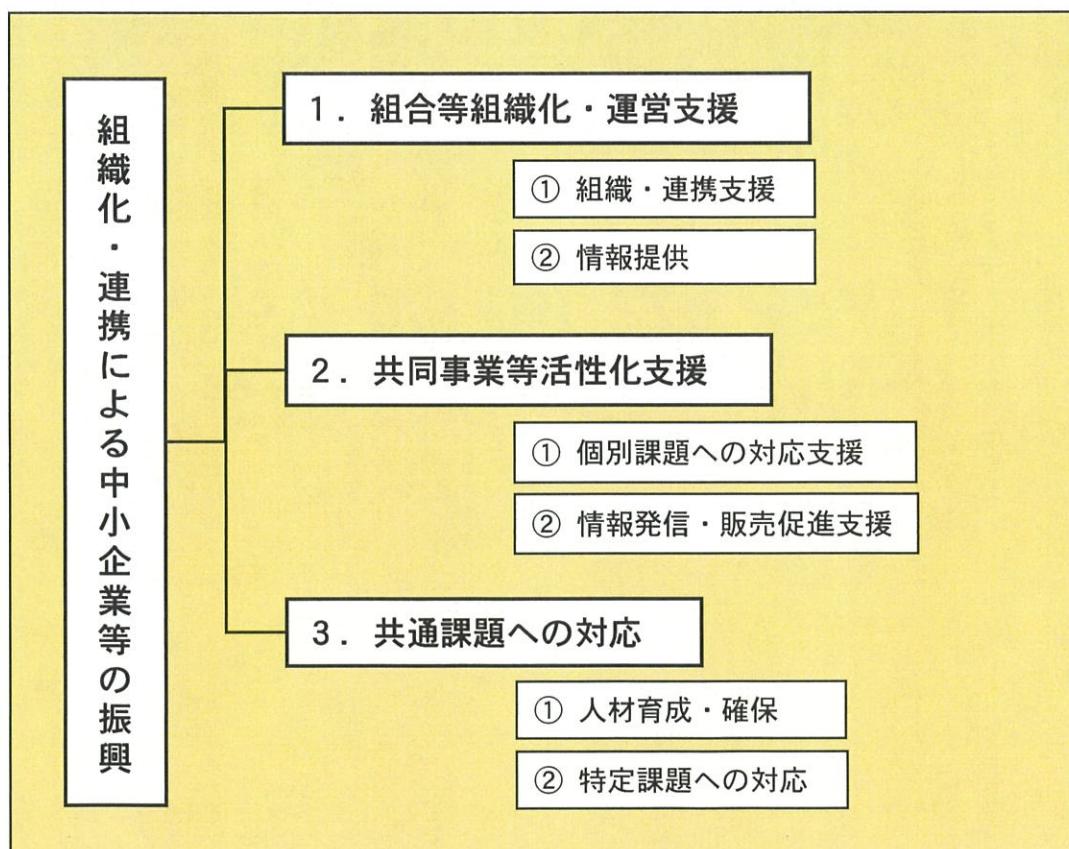
- ①会員組合への支援を大前提とし、かつ、各組合等の実態・状況等にも配慮したバランスのとれた支援
 - ・全ての組合を対象とした基本的な支援
 - ・更にやる気のある組合を対象とした支援
- ②組合等活動の核となる共同事業に対する支援
- ③公平・公正を旨とした事務事業の推進
- ④県行政と連携し、法定の特別民間法人ならではの取組の推進

2. 体系的な事業推進

○効果・効率的な事業実施はもちろんのこと、中央会事業について、会員組合の皆様にはこれまで以上にご活用いただき、関係機関・団体等の皆様にもご理解をいただけるよう、よりわかりやすく事業の体系的整理を行い推進していきます。

【3本の大きな柱建てによる体系化】

- ①組合等組織化・運営支援
 - ・全ての組合を対象として、基本的な支援である組織化・組合運営を支援
- ②共同事業等活性化支援
 - ・組合活動の核である共同事業の活性化を支援
- ③共通課題への対応
 - ・組合及び組合員企業に広く関係するトピックス的課題への対応を支援



《参考》最近の取組実績（概要）

1. 平成30年度における取組概要

◆会員組合に対する共通的な支援策

①中央会ホームページのリニューアル

→会員組合にとって有用で、閲覧者にも見やすくわかりやすいものに見直し

②会員組合等被災時対応要領の策定・運用

→有事の際、速やかに会員組合の被災状況等の情報を収集する体制を整備

③組合巡回の充実・強化

→中央会にとって最も基本的で重要な「本業」の充実

◆特定課題への対応

④組合を対象とした「事業承継」の推進

→令和元年度の新規事業に向け、青年中央会とも協働した取組・準備

⑤奈良県商工まつりの見直し

→展示即売会の継続を希望する団体の取組を支援（令和元年度の新規事業）

◆公平・公正な事務執行

⑥中央会の事業執行に係る公募制度の導入と選定委員会の設置

→公平・公正な事業執行体制の確保

⑦ものづくり補助金に係る責任ある執行体制の整備

→事務局体制の見直しによる事務の適正化

（浅川参与就任。守秘義務の徹底（関係規程改訂）等）

⑧中央会事業の体系及び概要の整理

→中央会事業に対する理解を深めていただきご活用いただく

⑨その他予算執行管理等の導入

→予算事業ごとに個票を作成し、P D C Aを含め予算の適正管理を実施

2. 令和元年度における新たな取組

◆会員組合に対する共通的な支援策

⑩「中小企業等組織化連携推進大綱」を策定中

⑪組合巡回の充実・強化（引き続き重点取組）

◆特定課題への対応

⑫事業承継推進事業を実施中（進捗状況：6～7月全組合に対する実態調査実施済み）

⑬県内中小企業魅力発信・人材確保支援事業を実施中（中央会独自の試行的事業）

⑭奈良県特産品フェアを開催（商工まつり見直しに伴う事業：10月馬見公園フェスタ）